

自家調剤における調剤報酬請求の一部制限事項 (○は算定可、×は算定不可)

本組合では自主財源の確立を図る自助努力の一環として、自家調剤における保険請求を一部制限しております。次の場合において調剤を行った場合は、保険請求の一部が制限されますのでご注意ください。

- 1 薬剤師事業主が、本人およびその家族に係る調剤を自営薬局で行う場合
  - 2 非薬剤師事業主が、本人およびその家族に係る調剤を自営薬局の薬剤師に依頼する場合
  - 3 薬剤師従業員が、本人およびその家族に係る調剤を勤務する薬局で行う場合
  - 4 非薬剤師従業員が、本人およびその家族に係る調剤を勤務する薬局の薬剤師に依頼する場合
- (注)「勤務する薬局」は本店、支店間における調剤を含みます。

調剤報酬の内訳		事業主及び従業員の勤務薬局での調剤 (本店、支店間における調剤を含む)	本人	家族
請求項目	調剤技術料	調剤基本料 ※分割調剤を除く	○	○
		分割調剤	×	×
		後発医薬品の分割調剤	×	×
		☆地域支援体制加算	○	○
		後発医薬品調剤体制加算	○	○
		調剤料 内服薬・内服用滴剤・屯服薬・浸煎薬 湯薬・注射薬・外用薬	×	×
		一包化加算	×	×
		嚥下困難者用製剤加算	×	×
		無菌製剤処理加算	×	×
		麻薬・向精神薬・覚せい剤原料・毒薬加算	×	×
		時間外・休日・深夜加算	×	×
		夜間・休日等加算	×	×
		自家製剤加算	×	×
		計量混合調剤加算	×	×
		在宅患者調剤加算	×	×
	薬学管理料	薬学管理料は、全ての項目が算定不可です。	×	×
	使用薬剤料	○	○	
	特定保険医療材料	○	○	

☆印は平成30年4月から新設された項目です。